



平成22年4月28日

東吾妻町議会事務局 御中

東

東吾妻町議会基本条例（案）に関する意見募集について

標記について、僭越ではございますが下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願いたします。

記

一読した感想は、議会の主導で（案）を作成したため、「町長に対しては強く求めて、議会の義務は軽く」と議会の有利な立場の確保と責任については回避したいような印象を受けました。

全体的に見れば「議員倫理」・「広報活動」・「町民参加」についての記述が不足しており、内容も抽象的で具体性に欠け旧態依然たる内容となっています。もとより住民自治の実現など期待しませんが、「議員の議員による議員のための議会」にならないようお願いしたいものです。

この程度の内容であれば「議会の内規」又は「申し合わせ」のたぐいであり、条例よりも簡素な「規程や指針」で整理する方が適切と思われませんが如何でしょうか。

また、この次期に何で急いで議会の基本条例の制定なのか違和感があるとともに、あえて町民の意見を求める性格のものか否か疑問に思う次第です。

前文

監視及び評価は主に町民が行うので、議会は主に政策立案と政策提言に重点をおいて活動してほしい。監視型の議会では重箱の隅を突つことが多くなり、議会や町政が混乱して前進しないため、町民は閉塞感が増すばかりで希望が全く持てない状況になってしまいます。今、町民が町や議会に望むことは議会基本条例の制定ではなく、監視型の議会を政策の立案・提言型の議会に転換することが喫緊の課題であると考えます。議会と町長・役場職員が三位一体となって切磋琢磨して協力・前進してほしいものです。

- 第1条 最高規範となっているが、憲法や関係法規にも優先するような誤解を招く恐れがあり、削除することが相当であると判断される。
- 第1条 2 条例のみとなっているが、「憲法や法律・規則等」も入れるべきである。
- 第2条 (議員活動)の項目があるが、「議員倫理」に変更して、議員の名誉と品

- 位を重んじた格調高い内容にする。
- 第2条 4 削除
「審議会や協議会等のメンバーに加わらないように努める。」とあるが、不都合があれば表記しないで削除した方が誤解を与えないので賢明と
思料されます。
- 第3条 6 会議録及び議事録は、ホームページにすべて掲載して公開すべきである。
なお、併せてコピーを希望者に配付すべきと思います。
- 第3条 8 議会報告会の開催については、具体的に「年1回以上開催」と明記すべ
きである。
- 第3条 9 議会は、重要な案件に対する～ とあるが、「議会は、すべての案件に
対する～」とすべきである。
- 第5条 町長は～ 、次に掲げる事項を説明しなければならない。とあるが。
A 「特別な事情がある場合を除き、」次に掲げる事項 B の説明に
努めるものとする。 A 挿入する。 B 変更する。
- 第7条 2 第5条との整合性を考慮すると重複であり削除する。
- 第9条 2 議員と町民が自由に情報や意見交換ができる場を設定するように努め
る。 とあるが、抽象的でありもっと具体的に書くべきである。

(広報活動の充実)

総論のみで各論なし。根本的に再検討

「議会だより」について

- ・ 年4回の発行では内容が賞味期限切れであり、陳腐化が甚だしく広報の使命が果たされないので廃止して、新たな「議会だより」を発行すること。
- ・ 議会終了後可及的速やかに発行して、役場の直近の文書配達日に配付すること。
- ・ 議長選挙の投票結果を公表すること。
- ・ すべての議案に対する各議員の判断結果を議会毎に掲載すること。

(町民参加)

別に町民参加の項を設けて、具体的に記述すること。

- ・ 参考人制度・公聴人制度
議員の定数や報酬・職員数や給与・重要案件については、お手盛りや審議会のみとせず必ず公聴会を開催すること等。